

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税賦課関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、固定資産税賦課関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税賦課関係事務
②事務の概要	固定資産税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有するものに対して課する地方税である。これの賦課に関しては、固定資産の状況、所有者及び価格等を記載した固定資産課税台帳の整備が義務づけられており、市町村は、これを基に税額を計算し納税通知書を作成・通知する。 銚子市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 (1)固定資産課税台帳の作成・管理 (2)固定資産税・都市計画税の税額計算及び納税通知書の作成・通知 (3)固定資産税・都市計画税の減免 (4)償却資産申告書の收受 (5)固定資産税に係る証明書の発行 (6)番号法において利用が認められる特定個人情報の照会と提供
③システムの名称	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理)固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、番号連携サーバー、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税(都市計画税)賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	銚子市役所 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 電話 0479-24-8190
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	銚子市役所 税務課 課税室 固定資産税班 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 電話 0479-24-8952
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	政策企画部税務課	税務課		
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 山口 重幸	税務課長 長尾奈美		
平成30年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	銚子市役所 総務市民部 総務課 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8190	銚子市役所 総務課 総務室 政策法務班 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 電話 0479-24-8190		
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	銚子市役所 政策企画部 税務課 諸税班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話0479-24-8954	銚子市役所 税務課 課税室 固定資産税班 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 電話 0479-24-8952		
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成30年4月1日	2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 長尾奈美	税務課長		
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点		
平成31年4月1日	2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点		
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書		
平成31年4月1日	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である		
平成31年4月1日	3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である		
平成31年4月1日	3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセ	—	十分である		
平成31年4月1日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である		
平成31年4月1日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワー	—	提供・移転しない		
平成31年4月1日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である		
平成31年4月1日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	接続しない(提供)		
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である		
平成31年4月1日	8. 監査	—	内部監査		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている		
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第7号 別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第8号 別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和4年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、データ連携システム、バックアップシステム、中間サーバー	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、データ連携システム、バックアップシステム、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム	事後	
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第3項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1 番号法 ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第4項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	
令和6年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、データ連携システム、バックアップシステム、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、データ連携システム(番号連携サーバー)、バックアップシステム、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム		
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和6年1月1日時点		保護評価の再実施による
令和6年3月15日	2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和6年1月1日時点		保護評価の再実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、データ連携システム(番号連携サーバー)、バックアップシステム、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム	Acrocity住民情報(行政基本)、Acrocity住民情報(固定資産税)、Acrocity住民情報(総合収納管理) 固定資産管理(路線価算定)システム、家屋評価システム、審査システム、eLTAXシステム、番号連携サーバー、中間サーバー、登記情報連携システム、登記情報課税連携システム	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 第9条第4項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1 番号法 第19条第8号 別表第二の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	